

下野市学校適正配置基本計画 検証結果報告書

下野市学校適正配置基本計画策定委員会

令和6年1月

〈目 次〉

はじめに.....	1
第1章 計画の概要.....	2
第2章 取組状況の検証.....	3
第3章 下野市立小中学校等の現状と推移.....	7
第4章 適正配置に関する課題の見直し.....	15
第5章 適正配置に関する基本的な考え方の検証.....	18
第6章 次期計画の策定について.....	22
第7章 下野市学校適正配置基本方針（案）.....	25

資料編

はじめに

全国的に少子化の進行が見込まれ、ますます学齢人口が減少する中で、下野市立小・中学校に学ぶ児童生徒だれもが、高い教育理念と効果的な教育内容を享受できるよう、良好な教育環境を創出することを目的として、下野市教育委員会は、平成 23（2011）年 10 月の下野市学校適正配置検討委員会による「下野市立小・中学校の規模及び配置の適正化の答申」（以下「H23 答申」という。）を踏まえ、地域、保護者等の懇談会時の意見や地域の実情等を総合的に勘案した下野市学校適正配置基本計画（以下「基本計画」という。）を、平成 25（2013）年 11 月に策定し、計画期間（平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度）の 10 年間に、適正配置に関する課題（①学校規模から見た課題、②通学路から見た課題、③学校施設から見た課題）に対する取組を進めてきました。

計画の目標年度である令和 5（2023）年度末を迎えるに当たり、下野市学校適正配置基本計画策定委員会において、これまでの取組状況と成果を検証し、その結果を次のとおり取りまとめました。

基本計画は、目標年度を迎えることとなりますが、本検証結果を踏まえながら、今後も本市、本市教育委員会及び関係機関が引き続き連携・協力して学校の適正配置の施策に取り組んでいくことが重要です。

令和 6 年 1 月 1 5 日

下野市学校適正配置基本計画策定委員会
委員長 石崎 雅也

第1章 計画の概要

●計画の趣旨

下野市立小・中学校のより良い教育環境の充実を図るため、下野市学校適正配置検討委員会平成23年10月に答申された「下野市立小・中学校の規模及び配置の適正化」（以下「H23答申」という。）を踏まえ、地域、保護者等の懇談会時の意見や地域の実情等を総合的に勘案し、本市としての学校適正配置基本計画を策定した。

●計画の目的

全国的に今後も少子化の進行が見込まれ、ますます学齢人口が減少する中で、下野市立小・中学校に学ぶ児童生徒だれもが、高い教育理念と効果的な教育内容を享受できるよう、良好な教育環境を創出することを目的とします。

下野市学校適正配置基本計画における課題と取組

課 題

1 学校規模から見た課題

- ・小規模校及び過小規模校においては、児童間の交流が限られることや集団活動が困難になる等の課題がある。

2 通学路から見た課題

- ・危険性が高い箇所を横断する通学路があり安全確保が不十分である。
- ・教育の機会均等の理念上問題のある通学区域が重なっている地域がある。

3 学校施設から見た課題

- ・校舎が隣接し校庭が狭隘な学校がある。

具体的取組

1 過小規模校の解消を目指す。

- ・小規模特認校制度の推進（細谷小）
 - ・小規模特認校制度の導入（国分寺西小）
- ##### 2 小中一貫教育の推進を図る。
- ・南河内中学校区における小規模校の小中一貫教育の推進（薬師寺小、吉田東小、吉田西小）

1 安全確保を図るため通学区域を見直す（小金井上町地区）

- ##### 2 重なっている通学区域を見直す。（石橋上町地区）

- ##### 1 施設環境の改善に向けた取組を行う（国分寺小・国分寺中の建て替え）

第2章 取組状況の検証

基本計画「第4章 適正配置に関する具体的取り組み」に定めた、課題を解消するための6つの具体的な取組の実施状況を検証した結果、計画どおりの成果を上げたものが3つ、引き続き取り組む必要があるものが1つ、適正配置上の観点から課題等を見直す必要があるものが2つとなっています。

1 望ましい学校規模に向けた取り組みの検証

(1) 過小規模校の解消を目指す学校

① 細谷小学校における小規模特認校制度の推進

計画の趣旨

小規模特認校制度による特色ある学校づくりを、学校と教育委員会が一体となり、保護者はもとより地域住民と共に、より具体的な方策を決定し推進していく「当面の取り組み」と、平成10年度から指定を受けている小規模特認校としての活動実績に加え、当面の取り組みの実施状況を踏まえて、存続又は統合についての検討を行います。

検証結果

平成28(2016)年度、令和元(2019)年度及び令和4(2022)年度の3回にわたり下野市学校適正配置推進協議会(以下「適正配置推進協議会」という。)が、取組及び制度の効果等の検証を行っており、令和4(2022)年度の検証結果において、学校と教育委員会が過小規模校の解消を目指す取組を実施しており、制度は一定の効果を持っていると評価されました。

しかし、複式学級の解消には至らず、令和10(2028)年度(令和7(2025)年度に中間評価)に次回の検証を行うことが決定しています。

② 国分寺西小学校における小規模特認校制度の導入

計画の趣旨

小規模特認校制度の導入により通学区域外からの児童を受け入れ、登校のメリットを生かした特色ある学校づくりを、学校・保護者・地域・行政が連携協力して推進し、複式学級の解消を目指す「当面の取り組み」と、制度が導入された後の実施状況を踏まえて、長期的見地から将来像の検討を行います。

検証結果

平成25(2013)年度に小規模特認校制度を導入し、基本計画における取組を進めていましたが、児童数の増加が見込めないことから平成28(2016)年度の適正配置推進協議会による検証の結果、国分寺小との再編が決定し、平成30(2018)年度末に閉校しました。

(2) 将来的に小中一貫教育の推進を図る学校区

計画の趣旨

H23 答申で提案された南河内中学校区内小学校の通学区域については、地域の意見を踏まえて変更は行わないものとしませんが、小規模校である薬師寺小、吉田東小、吉田西小の3校においては、地域のまとまりを重視した中学校区単位での学校のあり方や教育環境について、協議を進めていくこととし、小中連携教育としての交流事業等を進める「当面の取り組み」と、小中連携教育の実施状況及び地域の意見を踏まえ、教育振興に関する協議会を設置して、南河内中学校との小中一貫校を視野に入れた3校の学校のあり方を検討します。

検証結果

基本計画における取組を進めるとともに、平成28(2016)年度に南河内中学校区小中一貫教育推進協議会を設置し、基本的構想や方針を協議・検討した結果、平成29(2017)年2月に同中学校区に施設一体型の義務教育学校を導入することを決定しました。

その後、同協議会及び地域住民等で構成する南河内小中学校設立準備委員会により協議・検討を進め、令和3(2021)年度末に薬師寺小、吉田東小、吉田西小及び南河内中を閉校し、令和4(2022)年4月に南河内小中学校を開校しました。

2 安全の実現に向けた取り組みの検証

(1) 通学路の安全確保を図るため、通学区域を見直す地区

計画の趣旨

小金井上町地区(JR宇都宮線東側)は、JR宇都宮線により国分寺小の通学区域が分断されている現状を踏まえ、児童の安全を確保するとともに通学の利便性を図るため、国分寺小から緑小へ通学区域を変更します。

ただし、自治会や育成会が分断される等、地域に及ぼす影響も多大であるため、経過措置として保護者の申出により国分寺小を選択できるものとしています。

検証結果

平成26(2014)年4月に、小金井上町地区(JR宇都宮線東側)の通学区域を国分寺小から緑小に変更しました。

なお、地域に及ぼす影響を考慮し、国分寺小への学区外就学を可能としています。

(2) 重なっている通学区域を見直す地区

計画の趣旨

石橋上町地区の通学区域が重なっている地域については、自治会の班が分断されるなど、地域への影響が多大であるため、当分の間は現状のままとし、地区の学齢人口の推移や石橋小及び古山小への通学状況を見極めながら、地域や保護者との協議を進めていきます。

検証結果

石橋上町地区は、石橋小と古山小の選択制としていますが、7割程度が古山小を選択する状況が続いています。

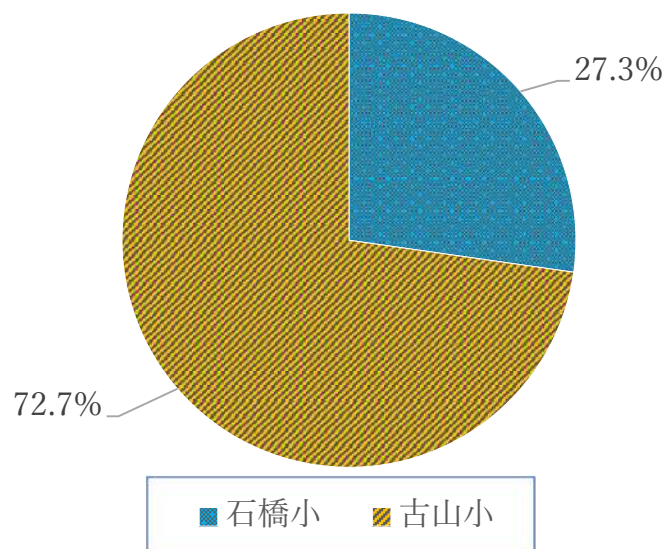
また、基本計画策定当時から地域や保護者からは現状維持の意見が多く、策定後も見直しを求める声もないことから、協議を進めていません。

【石橋上町地区における学校選択の状況】

単位：人、%

入学年度	入学者数 (人)	選択した学校（人数）		選択した学校（割合）	
		石橋小	古山小	石橋小	古山小
H27（2015）	25	2	23	8.0	92.0
H28（2016）	14	4	10	28.6	71.4
H29（2017）	18	5	13	27.8	72.2
H30（2018）	22	8	14	36.4	63.6
H31（2019）	15	3	12	20.0	80.0
R 2（2020）	20	5	15	25.0	75.0
R 3（2021）	20	6	14	30.0	70.0
R 4（2022）	16	5	11	31.3	68.8
R 5（2023）	15	7	8	46.7	53.3
合計	165	45	120	27.3	72.7

石橋上町地区の学校選択状況（H27～R5）



3 施設環境の改善に向けた取り組みの検証

計画の趣旨

国分寺小と国分寺中は校庭が狭隘であり建築年数もかなり経過しています。今後は、H23 答申で示された留意点を踏まえ、長期的な観点から両校を中心とした施設環境づくりの検討を行っていきます。

【H23 答申で示している建て替えに関する留意点】15 頁

- ① 国分寺小と国分寺西小との統合では広い校地を近接地を含めた適当な場所に確保し、統合校として新設することが望ましい。
- ② ①の場合、国分寺小跡地は国分寺中の校地とし、中学生の校舎外活動が十分可能な校庭を確保する。

検証結果

両校の建て替えは、国分寺西小再編の際に実施しておらず、その後も検討を行っていません。

また、下野市学校施設等長寿命計画（令和 5 年 3 月改訂版）における建て替えまでの目標耐用年数の設定は約 80 年であり、長寿命化計画に基づけば、国分寺小の建て替え予定は令和 28（2046）年頃になります。

なお、両校とも適正規模・適正配置の学校です。

【下野市学校施設等長寿命化計画】44 頁

(2) 目標使用年数、改修周期の設定

建物の税法上の耐用年数は RC 造で 47 年、S 造で 34 年となっています。

これは、減価償却費を算定するためのものであり、物理的な耐用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方（一般社団法人 日本建築学会）」によると、RC 造では、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保された場合には 70 年～80 年程度、さらに技術的には 100 年以上もたせることができるとされています。また、鉄骨造では錆に対するメンテナンスを適切に実施することにより、RC 造と同程度の長寿命化を図ることが可能とされています。

以上のことから、建て替えまでの目標耐用年数を約 80 年と設定します。また、各部位の改修周期は「建築物のライフサイクルコスト（一般社団法人 建築保全センター）」の標準耐用年数を参考に約 20 年と設定します。

第3章 下野市立小中学校等の現状と推移

基本計画策定以降の本市の現状、今後の人口推移、学級編制基準の見直し、教育制度改革等の状況の変化により、適正配置上の課題を見直す必要性や新たな課題が生じていることもあるため、本市の現状と今後の推移について分析しました。

1 児童生徒数の現状と推移

平成 25（2013）年度と令和 5（2023）年度の児童数を比較すると、祇園小、緑小、石橋小、石橋北小の4校が20%以上減少しており、特に南河内第二中学校区の小学校で減少傾向が大きい状況が見られます。

一方で、南河内小中（前期）が約20%増加していますが、これは仁良川地区土地区画整理事業の進展によるものと考えられます。

また、細谷小は、2人だった小規模特認校制度利用者が15人に、区域内児童が26人から32人とそれぞれ増加していますが、区域内人口は微減傾向にあります。

他の小学校については、全体的に緩やかな減少傾向が見られます。

なお、中学校（義務教育学校後期課程を含む。）についても、おおむね小学校（義務教育学校前期課程を含む。）と同様の傾向が見られます。

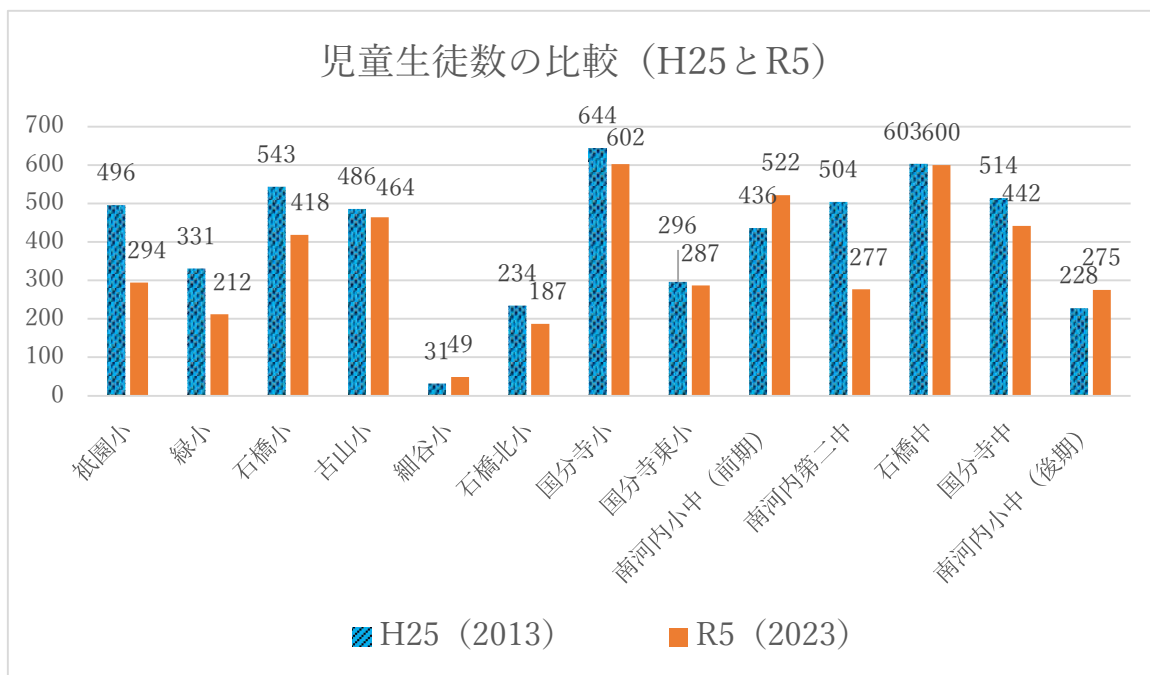
【平成 25（2013）年度と令和 5（2023）年度の児童生徒数の比較】 単位：人、%

学校名	H25	R5	比較 (数)	比較 (率)
祇園小	496	294	-202	-40.7
緑小	331	212	-119	-35.9
石橋小	543	418	-125	-23.0
古山小	486	464	-22	-4.5
細谷小	31	49	+18	+58.0
石橋北小	234	187	-47	-20.0
国分寺小	644	602	-42	-6.5
国分寺東小	296	287	-9	-3.0
南河内小中（前期）	436	522	+86	+19.7
児童数 計	3,497	3,035	-462	-12.5
南河内第二中	504	277	-227	-45.0
石橋中	603	600	-3	-0.5
国分寺中	514	442	-72	-14.0
南河内小中（後期）	228	275	+47	+20.6
生徒数 計	1,849	1,594	-255	-13.8

今後の児童生徒数の推計（注1）では、小学校（義務教育学校前期課程を含む。）の児童数は、令和5（2023）年度の3,035人から減少し、30年後の令和35（2053）年度は2,277人となり、75.0%まで減少する見込みです。

同じく、中学校（義務教育学校後期課程を含む。）の生徒数は、令和5（2023）年度の1,594人から1,236人となり、77.5%まで減少する見込みです。

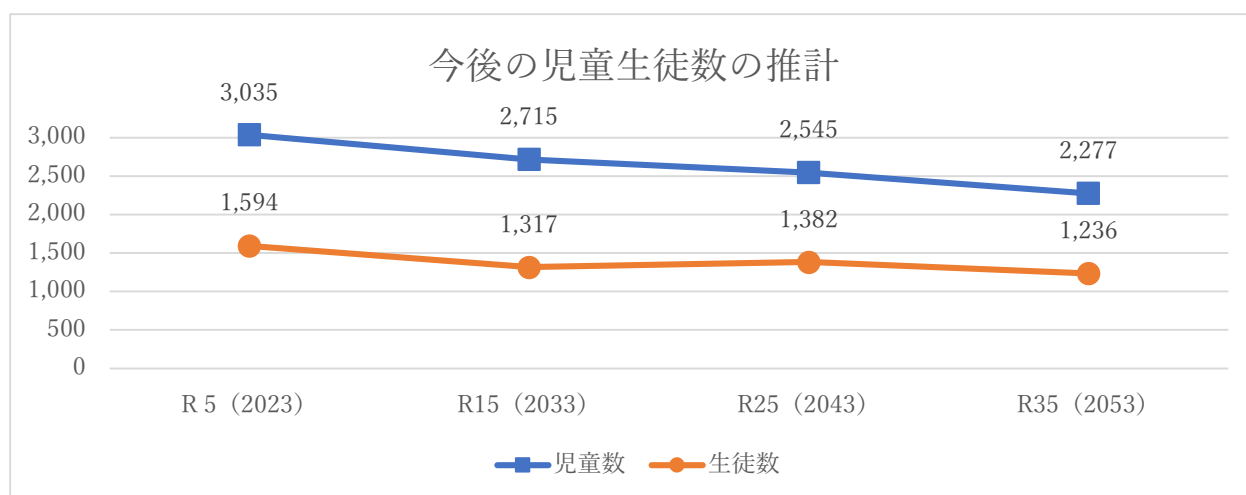
注1 推計・・・令和5（2023）年5月1日現在の0歳～14歳人口と下野市人口ピジョン（令和2年1月）「年齢3区分別の人口推移と将来推計」に基づき算出したもの。



【今後の児童生徒数の推計】

単位：人、%

年度	児童数	対 R5 (数)	対 R5 (率)	生徒数	対 R5 (数)	対 R5 (率)	合計	対 R5 (数)	対 R5 (率)
R 5 (2023)	3,035	—	—	1,594	—	—	4,629	—	—
R15 (2033)	2,715	-320	89.4	1,317	-277	82.6	4,032	-597	87.1
R25 (2043)	2,545	-490	83.8	1,382	-212	86.7	3,927	-702	84.8
R35 (2053)	2,277	-758	75.0	1,236	-358	77.5	3,513	-1,116	75.8



2 学校及び学級数の現状と推移

- 平成 25 (2013) 年度と令和 5 (2023) 年度の学校・学級数を比較すると、16 校・188 学級から 12 校・161 学級となっており、学校再編による学校数の減少及び児童生徒数の減少による学級数の減少が見られます。

また、今後の児童生徒数の推計をもとに国の学級編制の標準（注 2）のまま移行したとすると、令和 35 (2053) 年度は、さらに学級数の減少が進み 12 校・125 学級になると見込まれます。

- 平成 25 (2013) 年度と令和 5 (2023) 年度の学校規模を比較すると、適正規模 8 校、小規模 6 校、過小規模 2 校から適正規模 8 校、小規模 3 校、過小規模 1 校となっており、学校再編による小規模校及び過小規模校の減少が見られるとともに南河内第二中が生徒数の減少により小規模校に移行しています。

また、今後の児童生徒数の推計をもとに国の学級編制の標準（注 2）のまま移行したとすると、令和 35 (2053) 年度は、適正規模 5 校、小規模 6 校、過小規模 1 校となり、適正規模校が減少し、小規模校が増加すると見込まれます。

注 2 国の学級編制の標準・・・小学校（前期課程）：1 学級当たり 35 人、中学校（後期課程）：1 学級当たり 40 人

※ 南河内小中は、学校全体で適正規模 1 校として計算しています。

※ 細谷小の小規模特認校制度利用による児童数の増減は予測できないため、人口推計から過小規模校のままとしています。

【平成 25（2013）年度と令和 5（2023）年度の学級数の比較及び推移】

小学校、中学校及び義務教育学校

単位：校、学級

年度	学校規模			過小規模	小規模	適正規模（統合の場合）
	区分	校数	学級数	5 以下	6～11	12～18（19～24）
H25 (2013)	小	12	129	細谷 4 国分寺西 5	薬師寺 11 吉田東 6、吉田西 6 緑 11 石橋北 7	祇園 16 石橋 17、古山 16 国分寺 18、国分寺東 12
	中	4	59		南河内 9	南河内第二 16 石橋 18 国分寺 16
R5 (2023)	小	8	93	細谷 4	緑 8 石橋北 8	祇園 12 石橋 13、古山 16 国分寺 20、国分寺東 12
	中	3	41		南河内第二 9	石橋 18 国分寺 14
	義	1	18、9		南河内小中後期 9	南河内小中前期 18
R15 (2033)	小	8	79	細谷 4	祇園 10、緑 6 石橋北 6	石橋 12、古山 12 国分寺 17、国分寺東 12
	中	3	34		南河内第二 8	石橋 14 国分寺 12
	義	1	18、9		南河内小中後期 9	南河内小中前期 18
R35 (2053)	小	8	69	細谷 4	祇園 11、緑 6 石橋北 6 国分寺東 6	石橋 12、古山 12 国分寺 12
	中	3	30		南河内第二 6 国分寺 11	石橋 13
	義	1	17、9		南河内小中後期 9	南河内小中前期 17

※ 1. 小学校、中学校、義務教育学校の 1 学級当たりの人数は、全学年 35 人以下で計算

※ 2. 義務教育学校の適正規模は、学校当たり 18 学級～27 学級であり、南河内小中は適正規模だが、比較のため前期課程を小学校、後期課程を中学校の基準に準じて記載している。

3 小規模特認校の現状

平成 25（2013）年度は、国分寺西小と細谷小の 2 校が小規模特認校でしたが、学校の再編を進めたことで、令和 5（2023）年度は細谷小 1 校となっています。

現在、細谷小の学級編制は、1 年生、2 年生が単式学級、3 年生と 4 年生及び 5 年生と 6 年生がそれぞれ複式学級で、4 学級となっています。

【細谷小学校の児童数の推移】

単位：人

年度	学年/区分	1	2	3	4	5	6	計	合計
H25 (2013)	地区内	5	4	2	6	3	6	26	28
	制度利用		1				1	2	
H28 (2016)	地区内	7	8	5	6	4	2	32	41
	制度利用	2	2	3		1	1	9	
H31 (2019)	地区内	8	1	5	7	8	6	35	54
	制度利用	2	4	3	3	3	4	19	
R4 (2022)	地区内	6	8	3	8	1	5	31	49
	制度利用	6	1	3	2	3	3	18	
R5 (2023)	地区内	6	6	8	3	7	1	31	52
	制度利用	0	7	3	4	4	3	21	

※ 着色部分は複式学級（R5. 2. 17 細谷小学校における小規模特認校の取組に対する検証結果について（提言）から引用。R5 のみ R5. 9. 1 現在の数字。）

4 通学路の現状

○ JR 宇都宮線により通学区域が分断されていた小金井上町地区は、H26（2014）年 4 月に同線東側の通学区域を国分寺小から緑小に変更しました。

なお、この変更にあたっては、地域への影響を考慮し、国分寺小を選択できる弾力的運用をしています。

また、基本計画に掲げられてはいませんが、国道 4 号線により通学区域が分断されていた笹原地区は、通学区域は国分寺小のまま、祇園小を選択できる弾力的運用をしています。

○ H23 答申に示されていた「特に危険性が高くかつ地域を分断している地理的条件（以下「危険性が高い地理的条件」という。）」を横断する通学路は解消しましたが、現在、市内には危険性が高い地理的条件である①鉄道、②交通量の多い幹線道路及び③大きな河川を横断する通学路は、①が 2 箇所、②が 11 箇所あります。

しかし、これらの箇所を通学路としている通学区域は、学校配置及び通学距離における課題がない状況です。

○ 本市では現在、学校の再編に伴い通学距離が適正距離を超えた、又は安全確保の観点から必要と判断した旧国分寺西小、旧薬師寺小、旧吉田東小及び旧吉田西小の一部についてスクールバスを運行しています。

※スクールバス運行の判断基準

- ・旧国分寺西小・・・再編に伴い遠距離通学となることから児童の負担軽減と安全確保を図る必要があるとして全域を対象とした。同学区の国分寺小への通学距離はおおむね2km～4km。
 - ・旧南河内中学校区の小学校・・・再編に伴い遠距離通学となる地域があることから児童の負担軽減と安全確保を図る必要があるとして通学距離がおおむね2km以上の地域を対象とした。2kmは徒歩30分の距離から導き出した。
- 学校の再編がなかった他の学校においては、全て標準的な通学距離とされる範囲内にあり、適正な通学距離を超える状況はありません。

【参考 H23 答申に示されていた危険性が高い地理的条件を横断する通学路】

地区	学校名	箇所	対応
谷地賀	薬師寺小	田川、新4国道	南河内小中開校に伴うスクールバス運行により解消
仁良川	薬師寺小	新4国道	南河内小中開校に伴い解消
塚越	吉田東小	田川	同上
小金井上町	国分寺小	JR	緑小への変更により解消

※ 基本計画では「地域の意見を踏まえて通学区域の変更は行わない」としたが、義務教育学校の開校に伴い解消されたため参考に記載するもの。

【危険性が高い地理的条件を横断する通学路】

学校名	鉄道	箇所	幹線道路	箇所	河川	箇所
石橋小	JR	旭町踏切	国4(1)	下石橋公民館東		
古山小			鹿沼下野(1)	石橋高校北		
石橋北小			鹿沼下野(2)	弥五郎次橋東 集落センター北		
国分寺小	JR	オータニ西	下野壬生(1)	森理容室前		
国分寺東小			栃木二宮(6)	井上自動車西 東方館東 平井輪業前 ゆきこ歯科南 夕やけ児童公園南 肉の富田前		
箇所数計		2		11		

※ 令和5年5月1日現在。()内数字は、横断する箇所数。

※ ①～③に該当する箇所を横断する場合でも、歩道及び信号機等が整備されている箇所については、対象外としている。

5 学校施設の現状

より良い教育環境の確保とともに、老朽化した施設の効率的・効果的な再生による中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的として、平成31(2019)年3月に「下野市学校施設等長寿命化計画(以下「長寿命化計画」という。)」を策定し、計画的な改修等を行ってきました。また、令和5(2023)年3月に、計画策定以降の学校施設の統廃合や社会情勢・教育環境の変化、これまでの改修計画の進捗状況を鑑みて長寿命化計画を改訂しています。

長寿命化計画では、学校施設の健全性を評価し、市内小中学校等の全ての学校施設が「長寿命化が可能」と判断されたことから、本市の学校施設の改修等の基本的な方針を、施設の長寿命化と財政負担の軽減・平準化を図る予防保全型としました。また、長寿命化計画においては、大規模改造や長寿命化改良(予防改修)を築20年、長寿命化改良を築40年で行うとするとともに、建て替えまでの目標耐用年数を80年に設定しています。

【学校施設の建築年と大規模改修の状況】

学校名	建築年度	経過	改修年度・改修内容
祇園小	S63(1988)	35	R2 大規模改修(トイレ)
緑小	H7(1995)	28	R2 大規模改修(空調)
石橋小	S48(1973)	50	H18 耐震補強、大規模改修
古山小	S45(1970)	53	H20 耐震補強 H21 大規模改修(防水・内装・トイレ)
細谷小	S51(1976)	47	H23 耐震補強
石橋北小	S56(1981)	42	H22 耐震補強、H23 大規模改修(防水・内装)
国分寺小	S41(1966)	57	H20 耐震補強、H21 大規模改修(防水・内装)
国分寺東小	S56(1981)	42	H16 耐震補強 H24 大規模改修(防水・内装・トイレ)
南河内第二中	H6(1994)	29	H28 大規模改修(空調)
石橋中	H6(1994)	29	H28 大規模改修(空調) H30 大規模改修(防水・外壁・内装・トイレ)
国分寺中	S54(1979)	44	H17 耐震補強 H25 大規模改修(防水・内装・トイレ)
南河内小中(前期)	R3(2021)	2	
南河内小中(後期)	H1(1989)	34	H28 大規模改修(屋根・防水・外壁・内装・トイレ)

※ 普通教室棟等の主な建物の建築・改修年度及び改修内容について記載しており、改修年度・改修内容は、令和5年度公立学校施設等の総括表から引用。

6 小中一貫教育の現状

本市では小・中学校の教職員が、義務教育 9 年間の全体像を把握し、より系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むため、平成 20（2008）年度に始まった小中連携教育から現在の小中一貫教育に至るまで様々な取組を進めてきました。

現在、本市の小中一貫教育では、児童生徒の発達段階を考えた学びのステージとして、これまでの「6-3 制」は変えずに、児童生徒の発達の段階を考慮し、学年の区切りを「4-3-2」として、それぞれの学年の区切りごとに到達目標を設定し指導しています。

また、施設形態は、施設一体型、施設分離型、施設隣接・分離型の 3 つの形態で行っています。

【児童生徒の発達段階を考えた学びのステージ】

小 1～小 4（前 1～前 4）	小 5～中 1（前 5～後 7）	中 2・中 3（後 8・後 9）
学びの基礎をつくる	学びを広げる	学びを深める
繰り返し学習や具体的な創作活動を通して、義務教育で学ぶ基礎・基本を身につけられるようにします。	学んだ基礎を基に論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身につけられるようにします。	学習した内容を自分の生き方と関連付けて考え、社会の中でよりよく生きることが出来る自信を育みます。

【下野市の施設形態】

南河内小中学校区	南河内第二中学校区	石橋中学校区	国分寺中学校区
施設一体型	施設分離型	施設分離型	施設隣接・分離型
南河内小中	祇園小 緑小 南河内第二中	石橋小 古山小 細谷小 石橋北小 石橋中	国分寺小 国分寺東小 国分寺中

第4章 適正配置に関する課題の見直し

これまでの検証等に基づき、本市の現状から適正配置に関する課題について見直しを行った結果、基本計画に定めた3つの課題のうち、引き続き課題とするものが2つ、課題としないものが1つ、新たな課題はなしとしました。

1 学校規模から見た課題

- 短期的には、細谷小は複式学級が解消されておらず、課題を残していますが、令和10（2028）年度まで小規模特認校制度の継続を決定しており、「小規模校及び過小規模校の適正規模化」が課題と考えます。
- 長期的には、令和35（2053）年度に半数近くの学校が小規模校に移行する見込みですが、この状況は全国的なものです。また本市においては、学校により1学級当たりの児童生徒数が20人弱から35人までと幅があることから、適正規模化の議論においては、長期的な視点で社会状況等を踏まえるとともに、単に学級数による学校規模の観点のみでなく、学校全体の児童生徒数や学校規模のもとで、具体的にどのような教育上の課題があるかについて様々な観点から分析を行うこと等が必要になると考えます。

これらのことから、「学校規模から見た課題」については、短期的視点として「複式学級のある過小規模校の解消」、長期的視点として「小規模校及び過小規模校の適正規模化」とします。

【学校規模から見た課題】

短期的視点・・・複式学級のある過小規模校の解消

長期的視点・・・小規模校及び過小規模校の適正規模化

2 通学路から見た課題

- 基本計画に掲げられた、危険性が高い地理的条件を横断する通学路の課題は、計画期間中の取組により解消しましたが、基本計画に掲げた以外の地域には現在も残っています。
- 現在も残っている危険性が高い地理的条件を横断する通学路は、通学距離には問題がありません。そのため、当該通学路を変更することにより、地域を越える通学区域の変更や通学距離が著しく長くなる等の別の課題が生じます。また、これらの課題の解消には、地域及び保護者の理解やスクールバス等の運行のための新たな予算が必要になり、さらに、他の地区との公平性の課題も生じます。
- このように、当該通学路の変更に当たっては、通学路の危険性と変更により生じる課題を比較衡量するとともに、社会状況等を踏まえ、他に安全性を確保する手段がないか、市全体のバランス等、様々な観点から分析を行う等、通学路の変更についての議論が必要になると考えます。

- 次に、基本計画に掲げられた「通学区域が重なっている地域」の課題については、基本的な考え方の記載がないため、当委員会は、この課題をどのように考えるべきかから検討します。
- この通学区域の選択制は、古山小設立時に同校の児童数を増やすために始められたものです。

過去の会議録を見ると、平成 22 年 11 月の市学校適正配置検討委員会では『石橋上町地区も通学路を明確に分け、特別視しない方が良い』との意見が、また、平成 23 年 5 月の同委員会では、『基本に戻って上町地区は全て石橋小』との意見があり、同じ自治会の児童が別々の学校に通学する現状や他の地区で行われていない通学区域の重複について解消を図る必要があるとしたものと思われまます。

これらのことから、この課題についての基本的な考え方は「同じ自治会の児童が別々の学校に通学する状況の改善と通学区域が重なっていない他地区との公平性の確保」として整理することとします。

- 通学区域制度とは、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度ですが、同制度については、文部科学省等が「地域の実情に即し、可能な限り、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申し立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫する」よう、制度の弾力的運用等について提言等しています。
- 現在、本市では小金井上町地区（JR 宇都宮線東側）及び笹原地区において、通学区域を選択できる弾力的運用をしています。また、目的は異なりますが小規模特認校制度による区域外就学も地域の実情に即した弾力的運用といえます。

このように、弾力的運用が複数地区で行われている現状であり、石橋上町地区が特別視されている状況にはならないこととなります。

- 現在、本市教育委員会では、石橋上町地区の就学校を石橋小に指定した上で、古山小を選択できる選択制の方法をとっています。

また、平成 19 年に市通学区域審議会が行った石橋上町地区への意向調査では地域や保護者の過半数が現状維持を望んでおり、当時の審議会は、状況を見ながら地域と協議するという経過観察的な結論としています。

さらに、計画策定以降、古山小を選択する児童が多い状況が続いていますが、このことを改めて問題とした記録や、石橋上町地区の地域や保護者が課題を解消する取組を求める等した記録もありません。

これらのことから、石橋上町地区における「通学区域が重なっている地域」の課題については、現時点では課題として取り組む必要性は低いと考えます。

- 一方、選択制により古山小の児童数は充足しましたが、同じ自治会の児童が別々の学校に通学する状況は依然としてあることから、この課題に取り組む必要がなくなったわけではないと考えます。

- ただし、この課題は、社会情勢・教育環境の変化に伴う地域や保護者の意識の変化や課題解消への理解が必要であり、行政が性急に進めることは適当でないと考えられます。

これらのことから、「通学路から見た課題」については、長期的視点として「危険性が高い地理的条件を横断する通学路の変更」及び「通学区域が重なっている地域の解消」とします。

【通学路から見た課題】

**長期的視点・・・危険性が高い地理的条件を横断する通学路の変更
通学区域が重なっている地域の解消**

3 学校施設から見た課題

- 基本計画に掲げられた、国分寺小の建て替えは行われていません。
- 基本計画はH23答申を踏まえており、鉄筋コンクリート造の耐用年数を50～60年とし、計画期間中に国分寺小の耐用年数が限界を迎える（57年経過）と見込んでいたと考えられます。

しかし、長寿命化計画の改訂により、建て替えまでの目標耐用年数は約80年となり、この場合の建て替え予定年度は、国分寺小が令和28（2046）年度、国分寺中が令和41（2059）年度になります。

また、国分寺小及び国分寺中の学校規模は、いずれも適正規模であり、配置上の問題もありません。さらに、形状が悪く狭隘な校庭とされていますが、小学校及び中学校設置基準上、いずれも基準以上の面積を有しています。

- 現在、学校施設の改築は、長寿命化計画に基づき行うこととされています。
これらのことから、学校施設の改築及び校舎が隣接し校庭が狭隘な学校等を経て替えることについて検討する内容の「学校施設から見た課題」については、基本計画における課題としないこととします。
- なお、現在、市内には築40年以上の学校が7校あり、そのうち築50年以上の学校は3校で、築年数による優先順位は、国分寺小が57年で第1位、古山小が53年で第2位、石橋小が50年で第3位となり、国分寺中は44年で第5位です。

【学校施設から見た課題】

課題としない

4 新たな課題

基本計画に挙げられた課題以外に、現在、市内の小中学校等において、新たな適正規模・適正配置上の課題はないと考えます。

第5章 適正配置に関する基本的な考え方の検証

基本計画「第3章 適正配置に関する基本的な考え方」に定めた適正配置に関する5つの基本的な考え方は、本市における学校適正配置の方向性やあり方を検討する際の重要な指針や基準となるものであり、本市の現状、今後の人口推移、学級編制基準の見直し及び教育制度改革等の状況の変化に応じて見直す必要があります。

この基本的な考え方について検証した結果、基本計画の考え方については全て維持するものとします。

1 学校の規模

(1) 望ましい学校の規模

計画の考え方

学校規模については、学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」とあり、中学校についても同規則79条において小学校の規定を準用するとされています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条で、これを「適正な規模」としています。

本市においても、法令やアンケート（下野市学校適正配置検討におけるアンケート調査：平成21年度実施）の結果等を勘案し、下野市の望ましい適正規模は下記のとおりとします。

小学校	【学級数】	1学年	2～3学級
		1学校	12～18学級
中学校	【学級数】	1学年	4～6学級
		1学校	12～18学級

小学校は、全学年でのクラス替えやグループ学習・特別活動の編成がスムーズで、学年に複数の教員が配置できる12学級以上、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい18学級以下が望ましいと考えます。中学校においても、全学年で多様なクラス替えが可能で、教科担任制の中で主要5教科に複数の教科担当が配置できる12学級以上、生徒一人ひとりの個性を把握しやすく、適切な教育・指導が行いやすい18学級以下が望ましいと考えます。

検証結果

基本計画策定以降に、学級編制の標準を定める法改正（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 令和3（2021）年3月改正）があり、1学級当たりの児童数の標準が40人から35人に引き下げられましたが、適正な学校規模を定めた学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の当該規定の改正はなかったため、適正規模について、特に見直す

必要はないと考えます。

これらのことから、「下野市における望ましい学校規模」の基本的な考え方については、基本計画の考え方を維持することが適当と考えます。

(2) 適正配置の方法

計画の考え方

小規模校や過小規模校においては、年ごと或いは学年ごとに複式学級が見込まれ、学校教育の根幹である「集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、一人ひとりの資質や能力を引き出す」といったことが生かされにくくなることから、統廃合を見据えた適正規模に取り組みます。

また、段階的な移行手段として地域住民の意向も踏まえながら、複式学級のある過小規模校においては小規模特認校制度を導入するなど、児童数の増加を促します。

なお、小規模中学校については「学校適正配置答申」で示されたとおり、当面は現状のままとし、適正規模化についての検討からは除外しますが、将来的にはそのあり方について検討します。

検証結果

学校の統廃合を進めたことにより、現在、本市の過小規模校は細谷小のみになりました。また、今後の児童生徒数の推計から他の小規模校が早期に過小規模校に移行する見込みは極めて低いと考えられます。

細谷小のあり方については、適正配置推進協議会の検証結果において、小規模特認校の取組や意義の周知と複式学級の解消を目指すことが重要であること、及び小規模特認校制度を学校だけの課題として考えるのではなく「地域と共に」ある学校のモデルとして位置付けて、その可能性を探っていくという考え方も大切であることが示されています。

これらのことから、「適正配置の方法」の基本的な考え方については、引き続き複式学級のある過小規模校の解消に取り組むことから、基本計画の考え方を維持することが適当と考えます。

ただし、基本計画は、『統廃合を見据えた適正規模に取り組む』としていることから、同校の存続については、他の地区で行ってきた学校再編との不公平感及び本市の小中一貫教育の方針との整合性について留意する必要があります。

【細谷小学校における小規模特認校の取組に対する検証結果について（提言）】4頁

本協議会は、細谷小学校の特色ある取組や義務教育機会の確保における意義をさらに市民に広く周知及び広報をしながら小規模特認校制度を継続させ、併せて「下野市学校適正配置基本計画」に明記されている複式学級の解消を目指すことが重要であると現時点では考えます。また、前述の特色ある取組にもあるように、小規模特認校制度を学校だけの課題として考えるのではなく、「地域と共に」ある学校のモデルとして位置付けて、その可能性を探っていくという考え方も大切であると思われます。

2 学校の通学路

(1) 適正な通学距離

計画の考え方

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、標準的な通学距離が下記のとおりとされています。

本市の小・中学校においては、全てこの範囲内に収まっているため、基本計画における適正通学距離の定義は、基本的に法令に準拠することとします。

適正通学距離 小学校・・・おおむね4km以内
中学校・・・おおむね6km以内

検証結果

基本計画策定以降に、標準的な通学距離について定めた法令等に改正がなく、また、学校再編に伴い適正な距離を超えた場合等にスクールバスの運行等を検討する際の基準として有効なため、「適正な通学距離」の基本的な考え方については、基本計画の考え方を維持することが適当と考えます。

(2) 通学路の安全確保

計画の考え方

通学路の安全確保は、児童生徒の生命に直結することであり、特に身体的・精神的に未熟な児童にとっては、学校教育上、特段の配慮が求められる事項と考えられます。したがって、危険箇所の回避及び通学距離の短縮を図るため、通学区域の変更を行うものとしします。

危険性が高い地理的条件

- ① 鉄道（JR 宇都宮線）
- ② 交通量の多い幹線道路（国道4号、新4号国道、国道352号、県道羽生田上蒲生線、県道下野壬生線）
- ③ 大きな河川（姿川、田川）

検証結果

「通学路の安全確保」の基本的な考え方については、児童生徒の生命に直結することであり、引き続き基本計画の考え方を維持することが適当と考えます。

ただし、基本計画は、『危険箇所の回避及び通学距離の短縮を図るため、通学区域の変更を行う』とする一方で、H23 答申は『「通学路の安全確保」の為には、通学に際して出来る限りこれらを横断せず、且つ空間的・地域的にまとまりのある通学区域とすることが求められている』としており、危険性が高い地理的条件を横断している箇所を解消するための通学路の変更であっても、影響が及ぶ地域への配慮について留意する必要があります。

3 学校適正配置の対象校

計画の考え方

学校適正配置の対象校は、市内小学校のうち、適正規模校を除く小規模校及び過小規模校とします。なお、将来的に単式学級で児童の少ない学級の増加が懸念される学校（学校区）及び、通学路の安全確保が必要とされる地域の学校も対象とします。

検証結果

望ましい学校の規模の考え方を維持することから、小規模校及び過小規模校等を学校適正配置の対象校とする基本計画の考え方を維持することが適切と考えます。

第6章 次期計画の策定について

基本計画は、平成18（2006）年1月の3町合併に伴い市内小中学校の適正規模・適正配置の問題を解決するため、「学校規模」、「通学路」、「学校施設」の3つの視点による課題を示し、主に「児童生徒数」、「通学距離及び通学路の安全確保」、「学校施設の改築」の観点から、本市の望ましい姿や基準となる基本的な考え方を定めて検討を行い、具体的な取組等を定めたものです。

検証の結果、取組は一定の成果を上げており、長期的視点での課題はなお残るものの、基本計画において取り組むこととした本市の適正配置に関する課題は、おおむね解消していると考えられます。

これらのことから、基本計画に引き続き、令和6（2024）年度からの新たな基本計画（以下「次期計画」という。）を**策定する必要はないもの**とします。

1 現状と推移

本報告第3章に基づき、「現状と推移」の概要は次のとおりです。

- (1) 全国的な少子化の進行により、本市の児童生徒数は減少し、単式学級の小規模校が増加すると見込まれる。
- (2) 危険性が高い地理的条件を横断する通学路は残っているが、空間的・地域的なまとまりを維持する必要から完全に解消することは困難と考えられる。
- (3) 学校施設は、長寿命化計画に基づき計画的に管理する。
- (4) 小中一貫教育は、様々な施設形態により引き続き推進する。

2 適正配置に関する課題

本報告第4章に基づき、「適正配置に関する課題」の概要は次のとおりです。

- (1) 学校規模から見た課題：複式学級のある過小規模校の解消
：適正規模に満たない小規模校の適正規模化
- (2) 通学路から見た課題：危険性が高い地理的条件を横断する通学路の変更
：通学区域が重なっている地域の解消
- (3) 学校施設から見た課題：課題としない
- (4) 新たな課題：なし

3 適正配置に関する基本的な考え方

本報告第5章に基づき、「適正配置に関する基本的な考え方」の概要は次のとおりです。

- (1) 望ましい学校の規模：基本計画の考え方を維持する。
- (2) 適正配置の方法：基本計画の考え方を維持する。留意点あり。
- (3) 適正な通学距離：基本計画の考え方を維持する。
- (4) 通学路の安全確保：基本計画の考え方を維持する。留意点あり。
- (5) 学校適正配置の対象校：基本計画の考え方を維持する。

4 次期計画の必要性の検討

(1) 学校規模から見た課題における次期計画の必要性

- 学校規模から見た短期的課題「複式学級のある過小規模校の解消」については、令和10（2028）年度の検証まで取組を進めることが決定していることから、期間が重複し、また、提言とは別に具体的な取組等を設定することが難しいため、次期計画の必要性が低いと考えます。
- 長期的課題「小規模校及び過小規模校の適正規模化」については、長期的な視点での適正規模の議論が必要になると考えることから、現時点では具体的な対象校や方法等を設定することが難しいため、次期計画の必要性が低いと考えます。

(2) 通学路から見た課題における次期計画の必要性

- 通学路から見た長期的課題「危険性が高い地理的条件を横断する通学路の変更」及び「通学区域が重なっている地域の解消」については、様々な観点から分析を行う等、通学路の変更の議論や地域や保護者の理解が必要になると考えることから、現時点では具体的な箇所や方法等を設定することが難しいため、次期計画の必要性が低いと考えます。

(3) 学校施設から見た課題における次期計画の必要性

- 学校施設から見た課題はなく、次期計画の必要性はないと考えます。

5 結論

本市の小中学校等における適正規模・適正配置の課題は、基本計画に掲げた取組により、おおむね解消しました。なお一部に課題は残っていますが、いずれも長期的視点での課題であり、当面の間は取り組める内容ではありません。また、これまでの検証から新たな適正規模・適正配置の課題が生じる可能性は低いと考えられます。

学校規模の適正化の検討は、人口推移、関係法令等の改正、学級編制基準の見直し及び教育制度改革等の様々な要素が絡むものであり、その検討に当たっては、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものであり、各種の課題について総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら進める必要があるとともに適切な時期に検討を行うことが求められます。

これまでの検討により、本市においては現時点で早急に次期計画を定める必要性は低いと考えられることから、令和6（2024）年度からの次期計画を策定する必要はないと結論します。

ただし、残る課題への対応及び適正配置に係る施策を適切に実施するため、基本計画に代わるものとして、本市の適正配置に関する基本的な考え方等を示した、学校適正配置の基本方針等を定める必要があると考えます。

6 策定委員会のその他の意見

本報告の作成に当たり、各章で述べたほか、今後の適正配置の施策等の参考となるよう当委員会の意見を次のとおり述べます。

- (1) 適正配置推進協議会の令和4(2022)年度の提言では、『小規模特認校制度を学校だけの課題として考えるのではなく「地域と共に」ある学校のモデルとして位置付けて、その可能性を探っていくという考え方も大切であると思われます。』とされていますが、基本計画では、『統廃合を見据えた適正規模に取り組む』ことを前提としており、細谷小(小規模特認校制度)の位置付けが曖昧になっていると思われます。また、細谷小については議会等から、大きい規模の学校になじめない児童等の受入先としての機能を期待されており、学校の適正配置とは別の視点ですが、本市として同校のあり方や適正配置上の位置づけを明確にする必要があります。
なお、この検討は、令和10(2028)年度の検証に合わせて行うことが保護者や地域住民との共通理解が図りやすいと考えます。
- (2) 通学路の安全確保は、本市及び本市教育委員会として当然取り組むべきものですが、通学区域は、学齢人口、学校施設の規模等から自治会を単位として定めているため、学校が通学区域の中央に位置せず通学距離に差が生ずることや通学路が踏切や幹線道路を横断することが避けられないことがあるのも事実です。そのため、これらの課題がある通学区域については、現在行われている通学路安全推進会議の活用や地域住民、保護者、学校、教職員及びスクールガード等の協力により児童生徒の安全を確保する取組を適切に続けられるよう努める必要があります。
- (3) 現在、本市では、通学距離がおおむね2km以上の児童についてスクールバスの利用を認めています。市内には2km以上の通学距離の地域が他にもあることから、全市的な視点でスクールバスの利用範囲について検討する必要があります。
- (4) 国分寺小及び国分寺中の施設環境の改善に向けた取組については、H23 答申及び基本計画に記載されており、議会も実現を求めていることから、両校における教育環境の向上の視点から、この問題に取り組む必要があります。

第7章 下野市学校適正配置基本方針（案）

本市の学校適正配置基本方針（案）を次のとおり提案します。

下野市学校適正配置基本方針

平成18年1月の3町合併後に検討された本市の学校適正規模・適正配置における課題については、H23答申及び基本計画（以下「基本計画等」という。）に、具体的な取組等を示し、計画期間中の取組により、課題はおおむね解消しましたが、現在も残る課題等について、引き続き取り組む必要があります。

この取組を実施するに当たっては、本市の学校適正配置に関する基本的な考え方を明らかにする必要があることから、基本計画等及び下野市学校適正配置基本計画検証結果報告書を踏まえ、ここに下野市学校適正配置基本方針を定めます。

・・・年・・・月・・・日

下野市教育委員会
教育長 ○○ ○○

1 学校の規模

望ましい学校の規模

下野市における望ましい学校規模は、下記のとおりとします。

小学校	【学級数】	1 学年	2～3 学級
		1 学校	12～18 学級
中学校	【学級数】	1 学年	4～6 学級
		1 学校	12～18 学級
義務教育学校	【学級数】	1 学年	2～3 学級
		1 学校	18～27 学級

ただし、学校規模の適正化の検討に当たっては、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような教育上の課題があるか等について、様々な観点を踏まえて総合的に判断することとします。

2 学校の通学路

(1) 適正な通学距離

下野市における適正な通学距離は、下記のとおりとします。

適正通学距離	小学校	・・・おおむね4km以内
	中学校	・・・おおむね6km以内
	義務教育学校	・・・小・中学校に準じる。

(2) **通学路の安全確保**

通学路の安全確保は、児童・生徒の生命に直結することであり、特に身体的・精神的に成長過程にある児童にとっては、学校教育上、特段の配慮が求められる事項と考えられることから、危険性が高い地理的条件を横断する通学路の解消に取り組みます。

3 学校適正配置の対象校

学校適正配置の対象校は、市内小・中・義務教育学校のうち、小規模校及び過小規模校とします。また、通学路の安全確保が必要とされる地域の学校も対象とします。

4 基本方針の見直し

法令改正及び社会情勢の変化等への対応並びに保護者及び地域住民のニーズ等を考慮し、必要に応じて本方針を見直すこととします。

—資料編—

学校別児童生徒数及び学級数の推計

下野市立学校の通学区域に関する規則

下野市学校適正配置基本計画策定委員会設置要綱

下野市学校適正配置基本計画策定委員会委員名簿

学校別児童生徒数及び学級数の推計

祇園小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	73	75	83	90	81	94	496	16
2023	R5	52	45	46	53	47	51	294	
		2	2	2	2	2	2		12
2033	R15	45	45	46	45	33	33	247	
		2	2	2	2	1	1		10
2043	R25	41	37	41	42	42	42	245	
		2	1	2	2	2	2		11
2053	R35	36	33	37	38	37	37	218	
		2	1	2	2	2	2		11

緑小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	48	40	46	60	75	62	331	11
2023	R5	33	39	30	37	43	30	212	
		1	2	1	1	2	1		8
2033	R15	34	34	34	34	25	33	194	
		1	1	1	1	1	1		6
2043	R25	30	28	31	32	31	31	183	
		1	1	1	1	1	1		6
2053	R35	27	25	28	29	28	28	165	
		1	1	1	1	1	1		6

石橋小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	75	76	101	102	102	87	543	17
2023	R5	80	58	69	69	68	74	418	
		3	2	2	2	2	2		13
2033	R15	70	71	71	71	61	71	415	
		2	2	2	2	2	2		12
2043	R25	64	58	65	66	65	65	383	
		2	2	2	2	2	2		12
2053	R35	57	52	58	59	58	58	342	
		2	2	2	2	2	2		12

古山小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	85	77	90	75	94	65	486	16
2023	R5	73	68	80	83	90	70	464	
		3	2	3	3	3	2		16
2033	R15	59	59	60	60	51	55	344	
		2	2	2	2	2	2		12
2043	R25	53	49	55	56	55	55	323	
		2	2	2	2	2	2		12
2053	R35	48	44	49	50	49	49	289	
		2	2	2	2	2	2		12

細谷小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	5	3	7	3	8	5	31	4
2023	R5	6	13	10	6	10	4	49	
		1	1	1	0	1	0		4
2033	R15	5	5	5	5	1	5	26	
		1	1	1	0	1	0		4
2043	R25	5	4	5	5	5	5	29	
		1	1	1	0	1	0		4
2053	R35	4	4	4	4	4	4	24	
		1	1	1	0	1	0		4

※R6以降は制度利用者を含まない人数

石橋北小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	42	39	38	38	38	39	234	7
2023	R5	28	24	24	36	38	37	187	
		1	1	1	1	2	2		8
2033	R15	24	25	25	25	26	20	145	
		1	1	1	1	1	1		6
2043	R25	22	20	23	23	23	23	134	
		1	1	1	1	1	1		6
2053	R35	20	18	20	21	20	20	119	
		1	1	1	1	1	1		6

国分寺小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	95	104	118	99	114	114	644	23
2023	R5	85	97	111	101	89	119	602	
		3	3	4	3	3	4		20
2033	R15	85	86	87	87	68	79	492	
		3	3	3	3	2	3		17
2043	R25	77	70	79	81	79	80	466	
		3	2	3	3	3	3		17
2053	R35	69	63	71	72	71	71	417	
		2	2	2	2	2	2		12

国分寺東小学校

西暦	和暦	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	級数
2012	H25	37	48	42	64	46	59	296	12
2023	R5	51	39	42	56	48	51	287	
		2	2	2	2	2	2		12
2033	R15	41	42	42	42	41	43	251	
		2	2	2	2	2	2		12
2043	R25	37	34	38	39	38	39	225	
		2	1	2	2	2	2		11
2053	R35	34	31	34	35	34	34	202	
		1	1	1	1	1	1		6

南河内小中学校（前期課程）

西暦	和暦	前1	前2	前3	前4	前5	前6	合計	級数
2012	H25	71	67	78	69	76	75	436	23
2023	R5	96	80	100	82	80	84	522	
		3	3	3	3	3	3		18
2033	R15	101	103	104	103	90	100	601	
		3	3	3	3	3	3		18
2043	R25	93	84	94	97	95	94	557	
		3	3	3	3	3	3		18
2053	R35	83	74	84	87	86	87	501	
		3	2	3	3	3	3		17

南河内小中学校（後期課程）

西暦	和暦	後7	後8	後9	合計	級数
2012	H25	77	79	72	228	9
2023	R5	89	86	100	275	
		3	3	3		9
2033	R15	84	93	95	272	
		3	3	3		9
2043	R25	97	99	105	301	
		3	3	3		9
2053	R35	87	89	94	270	
		3	3	3		9

南河内第二中学校

西暦	和暦	中1	中2	中3	合計	級数
2012	H25	166	180	158	504	16
2023	R5	87	88	102	277	
		3	3	3		9
2033	R15	80	68	82	230	
		3	2	3		8
2043	R25	75	77	81	233	
		2	3	3		8
2053	R35	67	69	72	208	
		2	2	2		6

石橋中学校

西暦	和暦	中1	中2	中3	合計	級数
2012	H25	221	201	181	603	19
2023	R5	203	194	203	600	
		6	6	6		18
2033	R15	165	127	164	456	
		5	4	5		14
2043	R25	152	156	164	472	
		5	5	5		15
2053	R35	136	139	147	422	
		4	4	5		13

国分寺中学校

西暦	和暦	中1	中2	中3	合計	級数
2012	H25	165	177	172	514	17
2023	R5	138	149	155	442	
		4	5	5		14
2033	R15	122	122	122	366	
		4	4	4		12
2043	R25	121	124	131	376	
		4	4	4		12
2053	R35	108	111	117	336	
		3	4	4		11

市全体（小学校・義務教育学校前期課程）

西暦	和暦	1	2	3	4	5	6	合計	級数
2012	H25	531	529	603	600	634	600	3497	129
2023	R5	504	463	512	523	513	520	3035	
		19	18	19	17	20	18		111
2033	R15	464	470	474	472	396	439	2715	
		17	17	17	16	15	15		97
2043	R25	422	384	431	441	433	434	2545	
		17	14	17	16	17	16		97
2053	R35	378	344	385	395	387	388	2277	
		15	13	15	14	15	14		86

市全体（中学校・義務教育学校後期課程）

西暦	和暦	1(7)	2(8)	3(9)	合計	級数
2012	H25	629	637	583	1849	61
2023	R5	517	517	560	1594	
		16	17	17		50
2033	R15	451	410	463	1324	
		15	13	15		43
2043	R25	445	456	481	1382	
		14	15	15		44
2053	R35	398	408	430	1236	
		12	13	14		39

この人口推計は、令和5（2023）年5月1日現在の0歳～14歳人口と下野市人口ビジョン（令和2年1月）「年齢3区分別の人口推移と将来推計」に基づき算出したものです。

級数は、次の方法で計算したものです。

- ・ 小学校（前期課程）の1学級当たりの人数は、35人以下。
- ・ 中学校（後期課程）の1学級当たりの人数は、35人以下。

○下野市立学校の通学区域に関する規則

平成25年7月25日

教育委員会規則第1号

下野市立小中学校の通学区域に関する規則（平成18年下野市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、下野市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域（以下「通学区域」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 通学区域は、原則として別表のとおりとする。

（就学指定校）

第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項の規定により下野市教育委員会が指定する就学すべき学校（令第6条において準用する場合を含む。以下「就学指定校」という。）は、原則として児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者が居住する通学区域の小学校、中学校及び義務教育学校とする。

（就学指定校の変更）

第4条 児童等の保護者が、当該児童等を令第8条の規定に基づき就学指定校以外の小学校、中学校又は義務教育学校に就学させようとするとき、又は令第9条に基づく区域外就学をさせようとするときは、下野市就学指定校変更に関する事務取扱要綱（平成21年下野市教育委員会告示第9号）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童の保護者が、下野市教育委員会の指定する小規模特認校に就学させようとするときは、下野市立小学校小規模特認校実施要綱（平成25年下野市教育委員会告示第9号）により行うものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の下野市立小中学校の通学区域に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

（平29教委規則2・全改、平31教委規則2・令2教委規則2・令4教委規則1・一部改正）

1 小学校

学校名	通学区域
祇園小学校	祇園町、西区、自治医大職員住宅の各自治会区域及び祇園一丁目から祇園五丁目までの区域、医大前一丁目から医大前四丁目までの区域
緑小学校	緑一丁目から緑六丁目までの区域、烏ヶ森一丁目、烏ヶ森二丁目、小金井上町（JR宇都宮線東側）
石橋小学校	石橋上町、寿町、石町、旭町、本町、栄町、上大領、中大領、東前原、下大領、入の谷、下石橋、富士見町、グンゼ社宅の各自治会区域
古山小学校	下古山、通古山、下長田、石橋上町の各自治会区域
細谷小学校	上台、細谷、橋本の各自治会区域
石橋北小学校	上古山、上原、若林の各自治会区域
国分寺小学校	駅前、仲町、小金井上町（JR宇都宮線西側）、関根井、小金井北、笹原、箕輪、川東、泉町、鈴苺町、川北、川南、下町、川西、南国分、国分1、国分2、国分3、紫の各自治会区域
国分寺東小学校	柴南1、柴南2、柴南3、柴南4、柴南5、柴南6、あづま町、旭ヶ丘、日出町、柴北1、柴北2、柴北3、柴北4、丸野町、駅東の各自治会区域

2 中学校

南河内第二中学校	祇園小学校、緑小学校の区域
石橋中学校	石橋小学校、古山小学校、細谷小学校、石橋北小学校の区域
国分寺中学校	国分寺小学校、国分寺東小学校の区域

3 義務教育学校

南河内小中学校	下原、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、日生団地、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、本吉田北、本吉田南、塚越、磯部、川島、上吉田、三王山、鯉沼、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、西坪山の各自治会区域
---------	---

○下野市学校適正配置基本計画策定委員会設置要綱

令和4年9月12日

教育委員会訓令第7号

(設置)

第1条 下野市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育環境を整備し、より充実した学校教育の実現を図ることを目的とした下野市学校適正配置基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項について検討するため、下野市学校適正配置基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に必要な調査及び検討に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員及び参与（以下「委員長等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長は教育長を、副委員長は教育次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 参与は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 参与は、基本計画の策定に関する基本方針を審議する。

(任期)

第5条 委員長等の任期は、基本計画の策定までとする。

- 2 委員長等は、前項に規定する任期中にその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。
- 3 委員長等に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育総務課長 学校教育課長 生涯学習文化課長 文化財課長 スポーツ振興課長 学校教育課の職員

別表第2（第3条関係）

教育委員 市立学校長6人

下野市学校適正配置基本計画策定委員会 委員名簿

(令和5年度)

役職名	氏名	職名等
委員長	石崎 雅也	教育長
副委員長	近藤 善昭	教育次長
委員	高山 正勝	教育総務課長
委員	石島 直	学校教育課長
委員	根本 宣明	生涯学習文化課長
委員	山口 耕一	文化財課長
委員	伊藤 隆行	スポーツ振興課長
委員	森口 哲二	学校教育課職員
参与	永山 伸一	教育委員
参与	石嶋 和夫	教育委員
参与	佐間田 香	教育委員
参与	川田 玲子	教育委員
参与	秋山 貴子	古山小学校長
参与	田熊 利光	石橋中学校長
参与	高橋 修一	国分寺小学校長
参与	塩沢 建樹	国分寺中学校長
参与	星野 良子	祇園小学校長
参与	田澤 孝一	南河内第二中学校長

備考 任期は、基本計画の策定まで